

一般廃棄物事業のあり方について

～参考資料～

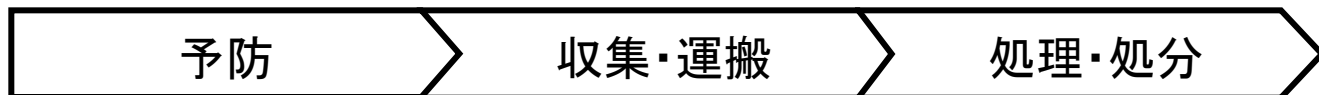
2012年4月24日府市統合本部会議資料
(一般廃棄物タスクフォース（環境事業分析）)

I ごみ処理の現状

I - 1 廃棄物行政の全体像

廃棄物行政は、廃棄物の種類と様々な業務の組合せとして整理できる。

分析を行う一般廃棄物(ごみ)処理においては、ごみの収集・運搬、焼却処理・処分及びごみ減量・リサイクルの普及啓発、民間の収集業者の許可や規制指導業務など様々な業務を実施している。



一般廃棄物	家庭系ごみ (約40%)	○ごみの減量 ・分別収集(資源ごみ等) ・中身の見えるごみ袋での排出 ・粗大ごみ有料化 ・地域と連携したごみ減量の推進	・収集、運搬(一部民間に委託) ・戸別収集 ・10センター・1出張所 (約2,180人 ※)	焼却工場での処分(9か所) (約650人 ※) ↓ 埋立処分
	事業系ごみ (約60%)	・業者の許可 ・規制指導 排出者、業者	・民間364業者が収集、運搬 ・市の焼却工場へ	<u>焼却工場</u> ・売電収入がある ・他都市からの受入もある。
	環境系ごみ	・市民啓発	・道路清掃、河川水面清掃(民間に委託) ・不法投棄処理	
産業廃棄物		・業者の許可 ・規制指導 排出者、業者	・民間約5,000業者が収集、運搬 ・民間処理工場へ	民間約100業者

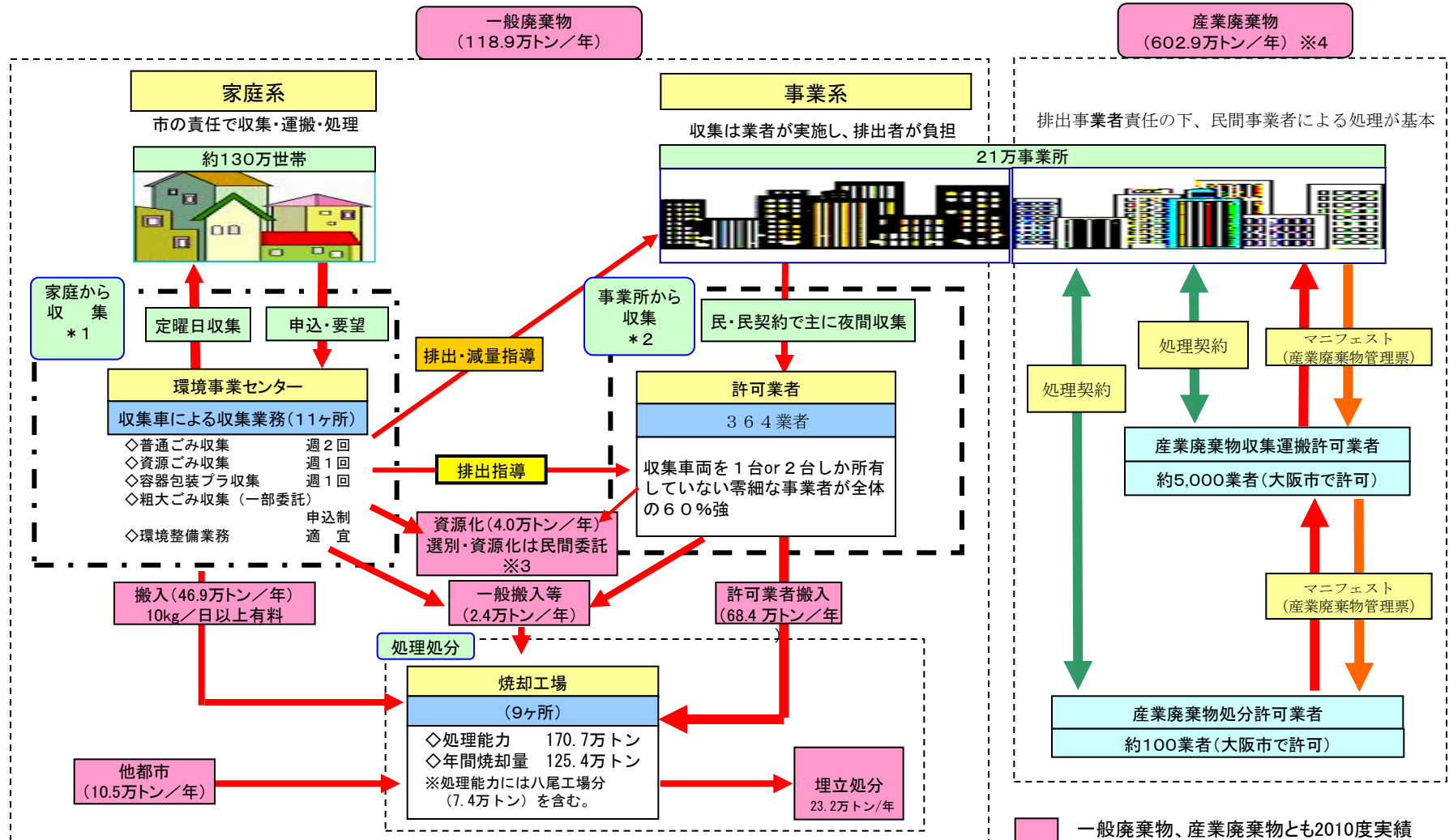


市役所の部分

※ 人数については、2011年10月1日現在

I-2 大阪市での廃棄物処理の流れ

一般廃棄物は、市町村に処理計画を立てることが義務付けられており、自治体か許可業者が収集している。
一方、産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するか許可業者に処理委託する方法で、適正に処理する義務がある。



*1 10kg未満の事業系は市が収集(無料)

*2 アパート・マンション等、家庭系の一部を許可業者が収集(有料)

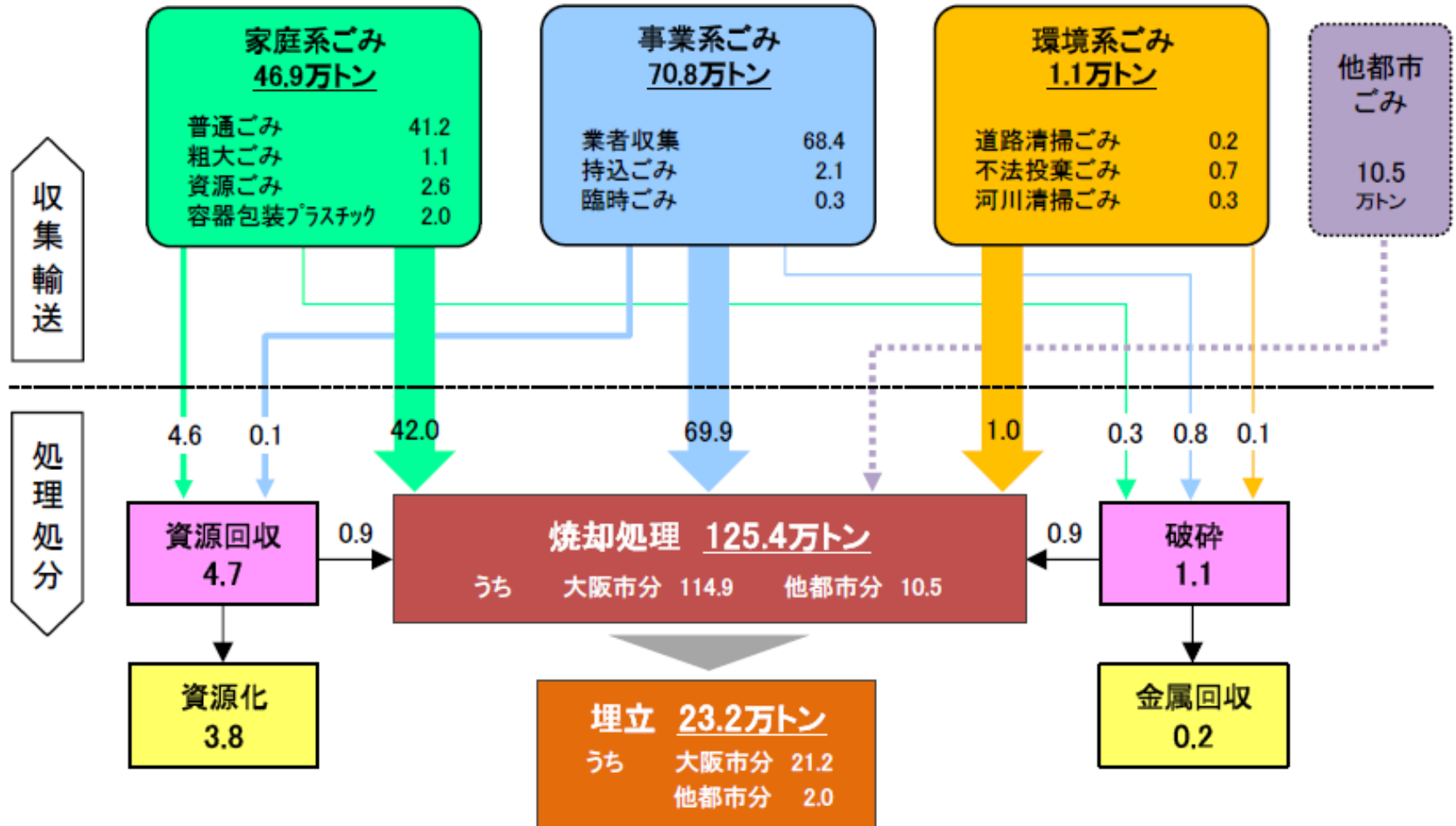
※3 資源化量には破砕後の金属回収含む

※4 産業廃棄物とは、事業活動により生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

I-3 大阪市の一般廃棄物の年間収集量 118.9万吨(2010年度)

収集された廃棄物は、主に焼却処理された後、海上埋立処分される。

(単位:万吨)

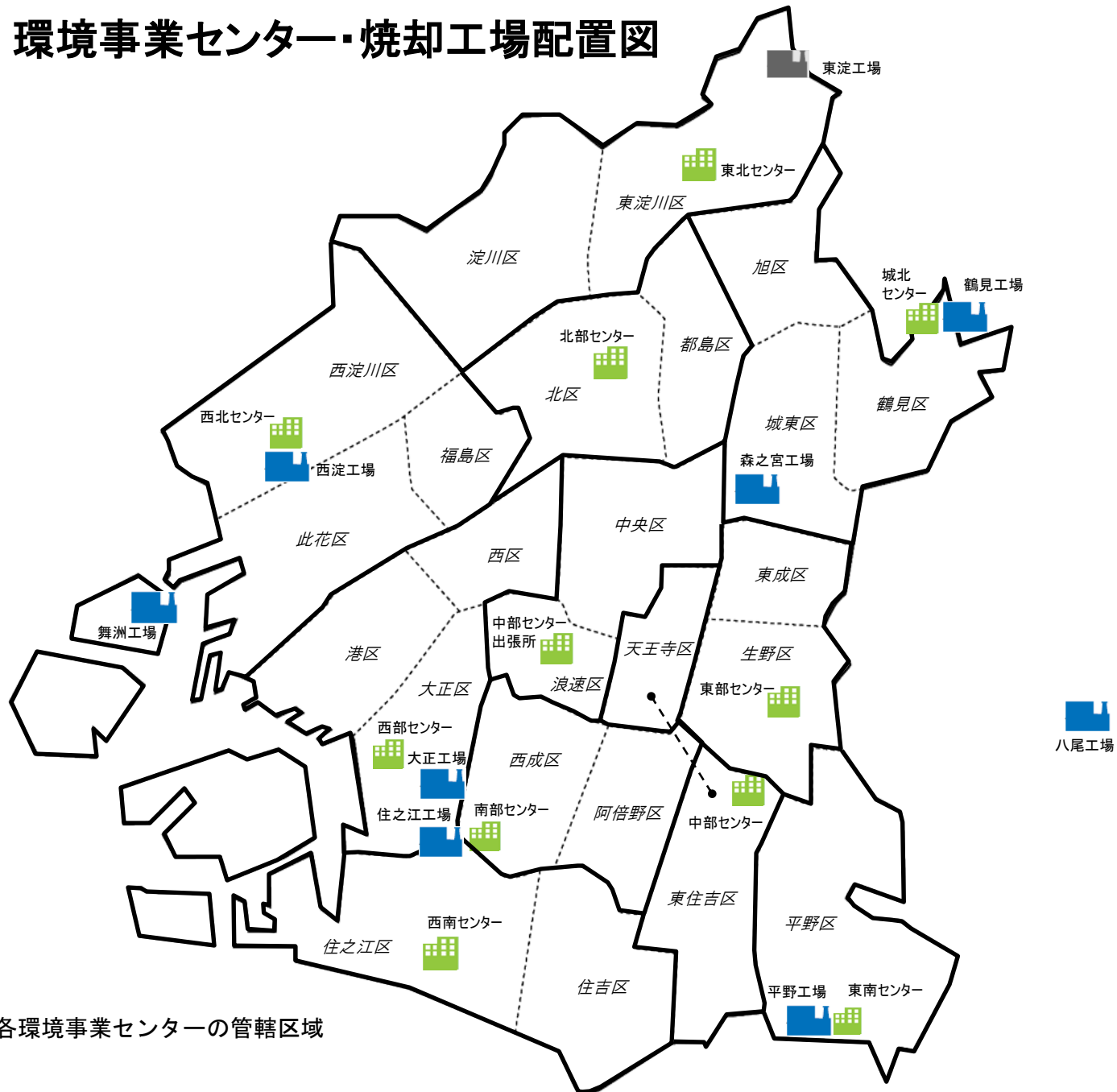


※1. 各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

※2. 大阪市の収集は、可燃・不燃の別なし。

資料：大阪市環境局調べ

I-4 環境事業センター・焼却工場配置図



注：太線は各環境事業センターの管轄区域